

令和6年度運営指導の結果について (介護サービス事業者)

～自主点検表等で点検を実施しましょう～

青森市 福祉部 指導監査課

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導

令和6年度青森市介護サービス事業者等集団指導の資料7について、説明いたします。

「令和6年度における介護サービス事業者への運営指導の結果について」です。

この資料で使用するサービス区分(略称)について

略称	サービス等名称
訪問系	訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系	通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護
短期系	(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護
多機能系	(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
福祉用具	(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売
介護支援	居宅介護支援、介護予防支援
居住系	(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
施設系	介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院
老福	養護老人ホーム、軽費老人ホーム

各ページについて、説明内容が該当するサービス等については、次の例のように大枠・着色で略称を表示しています。

例) 施設系の場合

訪問系	通所系	短期系	多機能系	福祉用具	介護支援	居住系	施設系	老福
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	----

本資料の見方について説明します。

この表は、各介護サービス等の内容の類似性に着目して独自に9つに分類したもので、それぞれの分類(サービス区分)に「訪問系」「通所系」など略称を設けています。

本資料4ページ以降では、ページ右上にこの略称を横一列に記載していますが、大枠・着色で表示のある略称は、当該指導内容が該当するサービス区分を示しています。

たとえば、「施設系」が大枠・着色で表示されているページは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院のサービス等に関する指導内容であることを示します。

このように、どのサービス等に関する指導内容であるかをひと目で把握できますので、ご利用ください。

令和6年度に運営指導を行った介護サービス事業所の約4割に対して改善報告を求めています。

サービス種別	実施件数	左記のうち要改善報告	左記のうち要報酬返還	サービス種別	実施件数	左記のうち要改善報告	左記のうち要報酬返還
訪問介護	19	10	2	(介護予防)認知症対応型通所介護	2	1	0
(介護予防)訪問看護	4	1	0	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1	0	0
通所介護	7	3	0	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	7	5	0
(介護予防)通所リハビリテーション	3	0	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0	0
(介護予防)短期入所生活介護	5	0	0	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0
(介護予防)短期入所療養介護	3	1	0	介護老人福祉施設	6	0	0
(介護予防)特定施設入居者生活介護	2	0	0	介護老人保健施設	3	1	0
(介護予防)福祉用具貸与	4	2	0	居宅介護支援	19	8	1
特定(介護予防)福祉用具販売	4	2	0	介護予防支援	6	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	合 計	104	37	4
地域密着型通所介護	6	3	1				

令和6年6月から令和7年1月まで実施した運営指導の実施状況です。

104事業所に対し運営指導を実施しましたが、37事業所(約4割)に改善報告を求める結果となりました。

そのうち4事業所については、報酬算定の解釈誤り等がありましたので、自主点検による過誤調整を指導しています。

過誤調整を指導した事業所は、昨年度(12事業所)より減少しています。

令和6年度主な指導事例等

項目	解説 ページ	項目	解説 ページ
感染症対策	4	訪問介護員等の員数	11
業務継続計画(BCP)	5	広告	12
非常災害対策	6	地域との連携	13
身体的拘束等適正化	7	その他指導事例	14
内容及び手続の説明及び 同意	8	報酬返還指導事例	15～19
居宅サービス計画	9～10	運営状況の自主点検	20

研修、委員会については、別紙資料1及び別紙資料2もご覧ください。

令和6年度の主な指導事例についての説明です。
こちらは、本資料の目次です。見返す際の参考にご活用ください。

問題点・指導事例

【問題点】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、6か月に1回以上（施設系、老福は3か月に1回以上）開催していない。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。

【指導事例①、②】

事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のため下記の措置を講じること。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上（施設系、老福は3か月に1回以上）開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3)従業者に対し、定期的に感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施すること。

○研修及び訓練における定期的とは、

- ・年1回以上…訪問系・通所系・短期系・多機能系・福祉用具・介護支援
- ・年2回以上…居住系・施設系・老福

※研修と訓練はそれぞれ実施した内容、研修日、訓練を行った日、参加者等記録すること。

感染症対策について、令和6年度から義務付けられている感染症の予防及びまん延の防止のための措置のうち、

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、6か月に1回以上（施設系、老福は3か月に1回以上）開催していない。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。

という事例が多く見受けられました。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置については、

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上（施設系、老福は3か月に1回以上）開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3)従業者に対し、定期的に感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施することが挙げられます。

研修及び訓練における定期的とは、

訪問系・通所系・短期系・多機能系・福祉用具・介護支援においては、年1回以上
居住系・施設系・老福においては、年2回以上
となっています。

研修と訓練はそれぞれ実施し、研修日、訓練を行った日、実施した内容、参加者等記録してください。

なお、研修で学んだ内容をその後の訓練で実践する等研修と訓練を一体的に行う場合であっても、それぞれの実施状況がわかるように記録を整備してください。

問題点・指導事例

【問題点】

感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない。

【指導事例】

事業者は、感染症や災害の発生時において、継続的なサービス提供の実施及び非常時の体制における早期の業務再開を図るため下記の措置を講じること。

- ① **業務継続計画**を策定すること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に**研修及び訓練**を実施すること。

○研修及び訓練における**定期的**とは、

- ・年1回以上…訪問系・通所系・短期系・多機能系・福祉用具・介護支援
- ・年2回以上…居住系・施設系・老福

※訓練の実施は、必要に応じて机上で行うものでも差し支えない。

※感染症BCPの研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えないものとする。

令和6年度から義務付けられている業務継続に向けた取組みの強化のための措置のうち、感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(いわゆる業務継続計画)を策定していない。という事例が見受けられました。

業務継続に向けた取組みの強化のための措置については、

- ① **業務継続計画**を策定すること。

なお、「感染症に係る業務継続計画」と「自然災害に係る業務継続計画」を一体的に策定することも可能です。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に研修及び訓練を実施することが必要です。

研修及び訓練における**定期的**とは、

訪問系・通所系・短期系・多機能系・福祉用具・介護支援においては、年1回以上
居住系・施設系・老福においては、年2回以上
となっています。

※訓練の実施は、必要に応じて机上で行うものでも差し支えありません。

※感染症に係る業務継続計画の研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。一体的に実施する場合、研修及び訓練の記録は、業務継続計画と感染症の予防及びまん延防止の内容が実施されていることがわかるように記録を整備してください。

問題点・指導事例

【問題点】

- ① 地震を想定した避難訓練を実施していない。

【指導事例】

- ① 非常災害に関する具体的な計画に基づき、事業所の実状を踏まえた避難、救出その他必要な訓練を定期的実施し、計画の内容を検証すること。

【問題点】

- ② 夜間を想定した避難訓練を実施していない。

【指導事例】

- ② 夜間を想定した訓練を行うこと。



非常災害に関する具体的な計画を見直していますか？
 避難を開始する時期や判断基準、避難経路は事業所の実態に合っていますか？
 避難口周辺に車椅子での避難に支障をきたすような物は置かれていませんか？
 避難口付近を除雪し、避難経路の確保に努めていますか？
 ボイラー室に古紙や洗濯物などの可燃物を置いていませんか？

非常災害計画に基づき避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施してください。

今年度は、消防訓練や洪水・土砂災害を想定した避難訓練は実施しているものの、地震を想定した避難訓練を実施していなかった事例が多く見られました。自力避難困難な方も多く利用されていることから、各種災害を想定した訓練を実施する必要があります。

また、通所系以外のサービスにおいては、夜間に発生した災害を想定した訓練を実施し、職員が少ない時間帯でも対応できるよう備えておく必要があります。

なお、訓練を行った後に、非常災害計画の内容が現在の事業所の実態に合っているか検証するようにしてください。

身体的拘束等適正化

※短期系、多機能系、居住系、施設系、老福…身体的拘束等適正化のための措置
(委員会、指針、研修、記録)義務付け(R6.4.1~短期系、多機能系)

訪問系	通所系	短期系	多機能系	福祉用具	介護支援	居住系	施設系	老福
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	----

問題点・指導事例

【問題点】

緊急やむを得ない場合であるかを検討せずに身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っている。

また、身体的拘束等の態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。

【指導事例】

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない**こと。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たすことについて、組織等で検討、確認したうえで利用者及び家族等に説明し、理解を得ること。

また、身体的拘束等の態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者の状態を常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。



※ R6年度～記録等の義務付け…訪問系、通所系、福祉用具、介護支援

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」を活用してください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

7

令和6年度から身体的拘束等の適正化が義務付けられた訪問系のサービスに対して行った指導事例です。

緊急やむを得ない場合であるかどうかを検討せずに身体的拘束等を実施している事例がありました。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけません。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たすことについて、組織等で検討し、確認したうえで利用者及び家族等に説明し、理解を得る必要があります。

また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者の状態を常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除してください。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録等が令和6年度から義務付けられたサービスは、訪問系、通所系、福祉用具、介護支援です。

短期系、多機能系には、身体的拘束等適正化のための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、記録の整備)が令和6年度から義務付けられました。

居住系、施設系、老福については、既に義務付けられています。

「身体拘束ゼロへの手引き」に加え、令和6年3月に「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」が示されていますので、ご活用ください。

問題点・指導事例

【問題点】

- ① 令和6年度介護報酬改定に伴う重要事項を記した文書を交付していない。

【指導事例】

- ① 令和6年度に改正のあった介護報酬内容を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。

【問題点】

- ② 重要事項を記した文書について、利用料金の記載誤りの不備がある。

【指導事例】

- ② 重要事項を記した文書の内容を精査し、不備を修正すること。
また、修正後の重要事項を記した文書を従業者及び利用者に周知すること。

内容及び手続の説明及び同意についてです。

令和6年度介護報酬改定に伴う重要事項を記した文書を交付していない事例が見受けられました。

重要事項を記した文書に変更がある場合は、変更内容を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る必要があります。

また、重要事項を記した文書について、利用料金の記載誤りや加算の記載不足等の不備があった事例が多く見受けられましたので、

重要事項を記した文書の内容を精査し、不備があった場合は修正してください。

なお、その場合は、修正後の重要事項を記した文書を従業者及び利用者に周知してください。

問題点・指導事例

【問題点】

一部の利用者に対する居宅サービス計画について、医療系サービスの利用希望があった場合に、主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見を求めていることが確認できない。

【指導事例】

訪問看護、通所介護リハビリテーション等の医療系サービスについては、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、これらのサービスを位置付ける場合には、主治の医師等の指示及び留意事項について確認すること。
また、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。



医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合の留意点

- ※ 利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求める。
- ※ 意見を求めた主治の医師等に、居宅サービス計画を交付する。
- ※ 特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療系サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。（令和6年度改正）

居宅サービス計画についてです。

医療系サービスの利用希望があった場合に、主治の医師等の意見を求めていることが確認できない事例が見受けられました。

医療系サービスとは、次のサービスのことを言います。

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問看護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）

利用者がこれらの医療系サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付する必要があります。（交付の方法については、対面のほか、郵送やメールなどでも構いません。）

令和6年度の改正では、「特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療系サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。」とされましたので、主治の医師等の指示及び留意事項について、サービス担当者会議の要点や居宅介護支援経過等に記載するようにしてください。

問題点・指導事例

【問題点】

サービス担当者会議について、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等担当者のうち一部の**担当者を招集せずに開催**している。

【指導事例】

サービス担当者会議については、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し、開催すること。



※ やむを得ない理由がある場合には、担当者等に対する照会等により意見を求めることができる。

【「やむを得ない理由がある場合」に想定されるもの】

- 開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由によりサービス担当者会議への出席が得られなかった場合
- 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化がみられない等軽微な変更の場合等

サービス担当者会議について、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等担当者のうち一部の担当者を招集せずに開催しているという事例です。

サービス担当者会議の開催に当たっては、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し、開催することとなっています。

やむを得ない理由がある場合には、担当者等に対する照会等により意見を求めることができますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。

なお、ここでいう「やむを得ない理由がある場合」とは、

○開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由によりサービス担当者会議への出席が得られなかった場合

○居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化がみられない等軽微な変更の場合

などが想定されます。

問題点・指導事例

【問題点】

常勤のサービス提供責任者が、有料老人ホームの業務にも従事しており、常勤専従の要件を満たしていない。

【指導事例】

常勤のサービス提供責任者については、訪問介護事業所に**常勤**し、当該事業所の業務に**専従**すること。



【サービス提供責任者】

- ・常勤専従1人以上（利用者の数40人に対して1人）
- ・利用者の数が40人を超える場合の配置は、常勤換算方法によることができる。
- ・非常勤の配置は、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の1/2以上必要。
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。（事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合に限る。）
- ・同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所への従事可。（利用者に対するサービス提供に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。）

訪問介護員等の員数についてです。

常勤のサービス提供責任者が、有料老人ホームの業務にも従事しており、常勤専従の要件を満たしていない事例が見受けられました。

常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1名以上のサービス提供責任者を配置することとされています。

なお、40人を超える場合のサービス提供責任者の員数については、常勤換算方法によることができますが、この場合、非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所における常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の1/2に達している必要があります。

ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置する等条件を満たしている場合は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1名以上とすることができます。

また、事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。

利用者に対する指定訪問介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、サービス提供責任者は、同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に従事することができます。

常勤のサービス提供責任者については、訪問介護事業所に常勤し、当該事業所の業務に専従しなければならないことから、有料老人ホームの業務等他のサービスの業務を行うことはできませんので、速やかに勤務体制を見直す必要があります。

問題点・指導事例

【問題点】

居宅介護支援事業所の広告に、同法人が運営する当該居宅介護支援事業以外のサービス内容も記載されている。

【指導事例】

指定居宅介護支援事業所の広告については、同一系列事業体のサービスの営業活動をも併せて行うことは、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示の禁止、居宅サービス事業者のサービス内容等の情報の適正な提供の規定に違反するおそれがあり認められないことから、**あくまで当該居宅介護支援事業の範囲にとどめる**こと。



※ 居宅介護支援事業者は、個々のサービス事業者の事業とは独立した公正中立の遵守が極めて重要！

広告についてです。

居宅介護支援事業所の広告に、同じ法人が運営する他のサービス内容も記載されている事例が見受けられました。

居宅介護支援における広告については、同一系列事業体のサービスの営業活動をも併せて行うことは、

- ・特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示の禁止
- ・居宅サービス事業者のサービス内容等の情報の適正な提供

の規定に違反するおそれがあり認められないことから、あくまで当該居宅介護支援事業の範囲にとどめることとされています。

居宅介護支援事業者は、個々のサービス事業者の事業とは独立した公正中立の遵守が極めて重要です。

問題点・指導事例

【問題点】

運営推進会議（地域・医療連携推進会議）の開催記録を公表していない。

【指導事例】

運営推進会議を開催したときは、ホームページへの掲載、事業所内の備付け等により**議事録を公表**すること。



- ※ 議事録は、**2年間保存**すること。
- ※ 記録には**開催日時とメンバー氏名及び出欠について必ず記載**すること。
- ※ 運営推進会議の議事録については、**活動状況の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、市（介護保険課）に提出**すること。
- ※ 運営推進会議の記録は、**事業所内の窓口やホームページ等への掲載などで公表**すること。
- ※ 公表に当たっては、**個人情報の取り扱いに十分配慮**すること。

地域との連携についてです。

運営推進会議（地域・医療連携推進会議）の開催記録を公表していない事例が見受けられました。

運営推進会議を開催したときは、ホームページへの掲載、事業所内の備付け等により議事録を公表してください。

留意点は、次のとおりです。

- ・議事録は、2年間保存する必要があります。
- ・記録には開催日時とメンバー氏名及び出欠について必ず記載してください。
- ・運営推進会議の議事録については、活動状況の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、市（介護保険課）に提出してください。
- ・運営推進会議の記録は、事業所内の窓口やホームページ等への掲載などで公表し、公表に当たっては、個人情報の取り扱いに十分配慮してください。

その他指導事例

サービス等名称	問題点	指導事例
全サービス	【勤務体制等の確保】 職場におけるハラスメント対策について必要な措置を講じていない。	事業者は、下記の内容に留意し職場におけるハラスメントの防止のための措置を講じること。 ・職場におけるハラスメントの内容及び職場においてハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。 ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。
全サービス	【変更の届出等】 事業所の平面図が現況と異なる。	事業所の平面図の変更など厚生労働省令で定める事項の変更があったときは、10日以内に市（介護保険課）へ届け出ること。
全サービス	【事故発生時の対応】 誤薬事故等について、市に報告していない。	当該事故について、所定の様式により速やかに市（介護保険課）に報告すること。 なお、事故等が発生した場合は、市の定める取扱要領に従い、遅くとも5日以内を目安に、電子メール等にて報告書を提出すること。

その他の指導事例として、

【勤務体制等の確保】

【変更の届出等】

【事故発生時の対応】

についての事例も多く見受けられましたので、ご確認ください。

報酬算定において、解釈誤り等による不正には当たらない誤りなどが確認された場合、最大で過去5年間分について、介護給付費の自主点検を行い、適正な請求に修正するよう指導します。

報酬算定については、以下の内容を参考に要件等を遵守してください。

- ◆厚生労働省の告示及び留意事項通知を必ず確認し、不明な点は介護保険課へ確認する。
- ◆市販されている書籍等を活用して理解を深める。
- ◆加算の要件については、年度替わりや事業所の人員体制が変わった場合などに自主点検を行う。
- ◆届出のみならず、加算要件を満たしていることを、事業所自ら説明できるよう書類の整備を行う。

次ページからは、今年度実施した運営指導において介護給付費の自主点検を指導した事例についてです。

運営指導において、不正には当たらない報酬算定の誤りなどが確認された場合、最大で過去5年間分の過誤調整をすることとなります。

報酬算定については、厚生労働省の告示及び留意事項通知を必ず確認し、介護保険課への確認、市販されている書籍等を活用して理解を深めるとともに、加算の要件については、年度替わりや事業所の人員体制が変わった場合などに自主点検を行うようお願いします。

また、加算の算定に当たっては、届出時のみならず、それ以降も加算要件を満たしていることを、事業所自ら説明できるよう書類の整備を行ってください。

16ページ以降は、報酬算定の自主点検と報酬返還指導事例についてです。

訪問系	通所系	短期系	多機能系	福祉用具	介護支援	居住系	施設系	老福
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	----

問題点・指導事例

【問題点①】
高齢者虐待防止のための措置を講じていない。

【指導事例①】
事業者は、虐待の発生を防止するため下記の措置を講じること。
①虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
②虐待の防止のための**指針**を整備すること。
③従業員に対し、虐待の防止のための**研修**を定期的実施すること。
④虐待の防止のための措置を実施するための**担当者**を置くこと。
なお、虐待の防止のための上記措置を行っていないことから、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となるので、市（介護保険課）に改善計画を提出するなど必要な手続きを行うこと。



○高齢者虐待防止措置未実施減算について（R6報酬改定Q&A（vol.1）問167～169）
・高齢者虐待が発生していない場合においても、①～④のうち1つでも措置が講じられていなければ減算を適用する。
・運営指導等により措置が講じられていない事実を発見した日の属する月が「事実が生じた月」とする。速やかに改善計画を市（介護保険課）に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市（介護保険課）に報告すること。

高齢者虐待防止についてです。

令和6年度から義務付けられている高齢者虐待防止のための措置を講じていない事例が見受けられました。

高齢者虐待防止のための措置については、

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - ②虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④虐待の防止のための措置を実施するための担当者を置くこと。
- の4つがあります。

虐待事例の有無に関わらず、①～④までの虐待の防止のための措置が講じられていない事実が生じた場合、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となるため、介護保険課に改善計画を提出するなど必要な手続きを行う必要があります。

なお、この未実施減算については、特定（介護予防）福祉用具販売を除きます。

また、（介護予防）福祉用具貸与については、令和9年3月31日までの間減算を適用しません。

ただし、（介護予防）福祉用具貸与及び特定（介護予防）福祉用具販売においても、令和6年度から①～④までの措置が義務付けられていますので、適切に実施してください。

問題点・指導事例

【問題点②】

特定事業所加算（Ⅱ）について、一部の訪問介護員に対し健康診断を定期的に実施していない。

【指導事例②】

特定事業所加算を算定する場合は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。



労働安全衛生法により定期的に健康診断を義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業者の負担により実施すること。

訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他で実施した健康診断の結果を証明する書面を提出させること。

- ※ 居宅介護支援における特定事業所加算に係る健康診断も同様とする。
- ※ 訪問系（介護予防）訪問リハビリテーションを除く）におけるサービス提供体制加算に係る健康診断も同様とする。

訪問介護事業所における特定事業所加算に係る指導事例です。

特定事業所加算の算定要件の一つである、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的

に実施していない事例がありました。

健康診断の実施に当たっては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業者の負担により実施してください。

訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他で実施した健康診断の結果を証明する書面を提出させる等の方法により、定期的に健康診断を受診していることを確認してください。

居宅介護支援における特定事業所加算に係る健康診断についても同様です。

また、（介護予防）訪問リハビリテーション以外の訪問系におけるサービス提供体制加算に係る健康診断も同様です。

問題点・指導事例

【問題点③】

- ・ 自家用自動車有償運送の許可を受けていない者が有償運送を行っている。
- ・ ぶらさがり許可の更新忘れにより有効期間が切れた状態で有償運送を行っている。

【指導事例③】

有償運送許可を得ていない者による運送を伴うサービスは、介護報酬の対象とならないため、自家用自動車による有償運送は、許可を得ている者が行うこと。

また、継続してぶらさがり許可による有償運送を行う場合は、期限が切れる1か月前までに更新申請をする必要があるため、適切に管理を行うこと。



2種免許保有者が事業用車以外の自家用自動車を運転し有償運送を行う場合も、有償運送の許可を得る必要があります。

訪問介護事業所の他の訪問介護員等が運転する車両を使用し、**身体介護中心型による通院介助**を行う場合についても、市（介護保険課）への通院等乗降介助算定に関する届出が必要です。

自家用自動車有償運送の許可を受けていない者または許可の有効期間が切れている者が有償運送を行っているという事例です。

有償運送許可を得ていない者による運送を伴うサービスは、介護報酬の対象とならないため、自家用自動車による有償運送は、許可を得ている者が行ってください。また、継続してぶらさがり許可による有償運送を行う場合は、期限が切れる1か月前までに更新申請をする必要があるため、事業所で適切に管理を行ってください。

なお、2種免許保有者が事業用車以外の自家用自動車でも有償運送する場合も、有償運送の許可を得る必要がありますのでご注意ください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出についても誤りが見受けられますので、再度ご確認ください。

訪問介護事業所の他の訪問介護員等が運転する車両を使用し、身体介護中心型による通院介助を行う場合についても、市（介護保険課）への通院等乗降介助算定に関する届出が必要となります。

問題点・指導事例

【問題点④】

送迎を行わない場合の減算について、回数を誤って介護報酬を算定していた。

【指導事例④】

利用者が自ら当該事業所に通う場合、利用者の家族等が当該事業所への送迎を行う場合など、当該事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

過去5年間のサービス提供分について自主点検の上、これに該当する減算を適用していない場合は、過誤調整を行うこと。



※ ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合の減算の対象となっている場合には、送迎を行わない場合の減算の対象とはならない。

送迎を行わない場合の減算について、回数を誤って介護報酬を算定していた事例です。

通所系サービスの利用者が自ら当該事業所に通う場合、利用者の家族等が当該事業所への送迎を行う場合など、当該事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。

過去5年間のサービス提供分について同じようなケースがないか自主点検の上、これに該当する減算を適用していない場合は、過誤調整を行ってください。

ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者にサービスを行う場合の減算の対象となっている場合には、送迎を行わない場合の減算の対象とはなりません。

運営状況の自主点検

利用者に適切なサービスを提供するためには、**事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要**です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも**年に1度は点検を実施**するようお願いいたします。

その他

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

※「自主点検表」「運営指導等における指導事例」掲載場所

青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)
トップページ > 産業・雇用 > 事業者のかたへ > 福祉・健康 > 福祉・介護事業者
> 高齢福祉・介護サービス事業 > 指導・監査等 (高齢福祉・介護サービス事業)

【運営状況の自主点検】

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施するようお願いいたします。

【運営指導における指導事例】

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、同様の事例の有無について自己点検を実施し、該当がある場合は適切に是正又は改善するようお願いいたします。

また、複数の介護サービス事業所等の運営を行っている事業者は、指導を受けた内容を他の事業所と共有し、同様の指導を受けることがないよう適切に是正又は改善するようお願いいたします。

自主点検表、指導事例は、共に青森市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。